田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、施設等利用給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３０条の５第３項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援（法第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援をいい、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、施設等利用給付認定保護者が支払うべき費用に対し、田原市実費徴収に係る補足給付補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、特定子ども・子育て支援の利用を促進し、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子ども(法第３０条の８第１項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「令」という。）第４条第２項第２号に規定する市町村民税所

得割合算額が７７，１０１円未満である者

(2) 令第１５条の３第２項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(3) 施設等利用給付認定保護者が現に養育し、又は監護している満１８歳未満の子どもが３人以上いる世帯の子どものうち、当該世帯の３人目以降の施設等利用給付認定子どもがいる者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合における食事の提供に要する費用として、補助対象者が負担した経費とする。

（補助金額）

第４条　１月ごとの交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、施設等利用給付認定子どもの別表に規定する補助基準額を合計した額とする。ただし、食事の提供に要する費用の実費がこれを下回る場合は、当該実費相当額によるものとする。

（交付申請及び実績報告）

第５条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号。以下「申請書等」という。）に主食・副食費内訳証明書（様式第２号）を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する書類の提出は、食事の提供を受けた次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 第１期（４月から８月まで）　当該期間が属する年度の９月末日

(2) 第２期（９月から１２月まで）　当該期間が属する年度の１月末日

(3) 第３期（１月から３月まで）　当該期間が属する年度の３月末日

（交付決定及び確定通知）

第６条　市長は、申請書等を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金額を確定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、及び補助金額を確定したときは、田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付決定書兼補助金額確定通知書（様式第３号。以下「通知書」という。）により、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（請求及び交付）

第７条　通知書を受けた申請者は、速やかに田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令、例規及びこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他補助金を支給することが適当でないとき。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条及び第８条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月２１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月８日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

食　事　の　区　分	算　定　方　法	補　　助　　基　　準　　額
主　食　費	日額の場合	４０円／（人・日）×給食実施日数
	月額の場合	８００円／（人・月）
副　食　費	日額の場合	２５５円／（人・日）×給食実施日数
	月額の場合	５，１００円／（人・月）

備考　この表における「算定方法」は、特定子ども・子育て支援施設等の事業者が食事の提供に要する費用をその利用者から徴収するとした場合の、徴収する際の算定の方法をいう。

様式第１号（第５条関係）

田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書兼実績報告書
（　　年度第　　期分）

年　　月　　日

田　原　市　長　殿

申請者　住　所　田原市

氏　名　　㊞

電　話

　　年度第　　期分の田原市実費徴収に係る補足給付補助金の交付を受けたいので、田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱第５条第１項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

　なお、補助金の交付決定及び補助金額の確定にあたり、申請者世帯の住民情報及び税情報、通園先の園が有する年齢簿、主食・副食材料費納付状況等、市が審査のために必要な情報を閲覧することに同意します。

記

１　交付申請額兼実績報告額

　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　額の内訳

　別紙のとおり。

３　添付書類

　主食・副食費内訳証明書（様式第２号）

別紙

子どもの氏名等		氏　　名				
		生年月日		年　　月　　日		
		園　　名				
補助対象期間		①主食費		②副食費		補助額（①+②） ※実費と補助上限額のうち低い額の合計
		実費	補助上限額	実費	補助上限額	
第1期	４月	円	円	円	円	円
	５月	円	円	円	円	円
	６月	円	円	円	円	円
	７月	円	円	円	円	円
	８月	円	円	円	円	円
第2期	９月	円	円	円	円	円
	１０月	円	円	円	円	円
	１１月	円	円	円	円	円
	１２月	円	円	円	円	円
第3期	１月	円	円	円	円	円
	２月	円	円	円	円	円
	３月	円	円	円	円	円
計						円

様式第２号（第５条関係）

主食・副食費内訳証明書

年　　月　　日

田　原　市　長　殿

事業者　住　　所
名　　称
代表者名　　印

　　年度第　　期分の下記の子どもに係る主食・副食費の内訳について、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

園　　名				
対象子ども名				
期	徴収月	徴収金額（※）		
		①主食費	②副食費	合計（①+②）
第１期	４月分	円	円	円
	５月分	円	円	円
	６月分	円	円	円
	７月分	円	円	円
	８月分	円	円	円
第２期	９月分	円	円	円
	１０月分	円	円	円
	１１月分	円	円	円
	１２月分	円	円	円
第３期	１月分	円	円	円
	２月分	円	円	円
	３月分	円	円	円
計		金　　円		

※食事の提供に要する費用として徴収した費用のうち、主食・副食材料費相当額です。

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付決定書兼補助金額確定通知書（　　年度第　期分）

年　　月　　日付けで申請がありました田原市実費徴収に係る補足給付補助金（　　年度第　期分）について、田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

１　補助金交付決定額及び確定額

金　　円

２　額の内訳

年　　月　　日付けの田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付申請書兼実績報告書（　　年度第　　期分）のとおり。

様式第４号（第７条関係）

田原市実費徴収に係る補足給付補助金交付請求書

年　　月　　日

田　原　市　長　殿

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

年　　月　　日付け第　　号で交付を決定され、及び補助金額が確定された田原市実費徴収に係る補足給付補助金を、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額

金　　円

２　振込先口座

振　込　先 金 融 機 関	銀行・組合 金庫・農協	本店・支店 支所・出張所						
フリガナ								
口座名義人								
口座番号	１　普通 ２　当座							